第五百二十一号

日

令和六年

十一月二十八日

木 曜

令和六年十一月二十八日

令和六年十一月十四日

三

. 五 三

選挙管理委員会

公

告

示

目

次

○政治団体の名称等の届出……………

告 示

山梨県告示第二百六十三号

四項の規定により、次のとおり公示する。 より、指定構造計算適合性判定機関から名称を変更する旨の届出があったので、 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に 同条第

令和六年十一月二十八**日**

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

指定構造計算適合性判定機関の名称

変更前 ハウスプラス確認検査株式会社

変更後 ハウスプラス住宅保証株式会社

変更の年月日

令和六年十二月一 日

公 告

換地処分の届出

規定により、 土地改良区理事長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第五十四条第四項の 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十四条第三項の規定により、平野 次のとおり公告する。

山梨県知事 長 崎

幸

太

郎

平野地区

換地処分をした年月日

換地処分をした土地の権利者数

五十二人

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和六年十一月二十八日

远 五 五 三 三

· 四 五 四

二番及び九百四十四番並びに道及び水の区域 原字下八丁九百二十五番一、九百二十七番一、九百二十七番二、九百三十番、九百三 三百二十番二の一部、一千三百二十番三、一千三百二十一番、一千三百二十二番一、 二番一、七百七十三番一、七百七十三番三、七百九十二番一、七百九十二番三、一千 七百十三番、七百十四番、七百十五番一、七百十七番一、七百六十八番一、七百七十 十一番一、九百三十二番一、九百三十三番、九百三十七番、九百三十八番、九百四十 三の一部、一千三百三十三番一及び一千三百三十三番二の一部並びに笛吹市石和町砂 三百三十一番、一千三百三十二番一、一千三百三十二番二の一部、一千三百三十二番 六番、一千三百二十七番一、一千三百二十七番二、一千三百二十八番一、一千三百二 十八番二、一千三百二十九番二、一千三百三十番一、一千三百三十番二の一部、一千 一千三百二十二番三、一千三百二十三番一、一千三百二十三番二、一千三百二十四番 、一千三百二十四番三、一千三百二十五番一、一千三百二十五番二、一千三百二十 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 山梨県知事 笛吹市境川町大坪字恵又七百十二番一、 長 崎 太 郎

位置及び区域

道路、水路	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、 省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所

開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨市上石森一千四十八 山梨通運株式会社

Щ

梨

代表取締役 Щ 梨県公 中村 郎

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五十号

条第一項の規定による届出が次のとおりあった。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項、第七条及び第十七 令和六年十一月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 小 宮 Щ

博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
小須田牧後援会	小 須 田 牧	北原大輔	北杜市高根町清里三五四五-四六一五	令和六年十月三	令和六年十月三
安留重雄後援会	杉 田 文 隆	小山田実	南都留郡西桂町小沼二〇八-三	令和六年十月十	一日 令和六年十月十
山梨県宮崎まさお後援会	内藤久夫	有賀善太郎	笛吹市石和町四日市場八○九-五	令和六年十月十	六日 令和六年十月十
渡辺かなを応援する会	渡邉 菜	川村英之	南都留郡西桂町小沼一八一五-一	†日 令和六年十月三	十一日 十一月三

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

旧	新	旧	新	区分
日明教注令拐会	句长羊炙爱	7月女一名接会	 子 - 	名称
植 田 則 夫	三浦善明	小林二三	小林釞雄	代表者氏名
				会計責任者氏名
				主たる事務所の所在地
十四日	和	九日		異動年月日
十八日	令和六年十月二		令和六年十月八	届出年月日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

五日 六年十一月	十日 令和六年九月三	南アルプス市藤田三六九	飯野猛男	获 野 市 雄	飯野たえ子後援会
届出年月日	解散年月日	主たる事務所の所在地	会計責任者氏名	代表者氏名	名称